**消防計画に追加する場合【土砂災害】**

**１．計画の目的に「土砂災害時の避難」を追記**

　計画の目的に、「土砂災害防止法第８条の２第1項に基づく土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保」を加える。

**＜追加例＞**

（目的）

第○条　この計画は、○○法第○条第○項の規定に基づき、・・・を図ることを目的とする。

　また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）第８条の２第１項に基づき、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２．土砂災害時の防災体制の項目の追加**

　「土砂災害時の防災体制」の項目を追加し、土砂災害時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載する。

**＜追加例＞**

（土砂災害時の活動）

第○条　土砂災害時においては、次の防災体制をとる。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合・大雨又は台風に関する気象情報発表・「大雨注意報」発表 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合・施設の町名に「高齢者等避難」の発令・「大雨（土砂災害）警報」発表・土砂災害の前兆現象が確認された場合 | 気象予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導要員 |
| 家族等への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合・施設の町名に「「避難指示」の発令・「土砂災害警戒情報」発表・土砂災害の前兆を確認 | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

【土砂災害の前兆現象】

・地鳴りがする　　　　　・崖に割れ目ができた　　　・崖からの水が濁りだす

・崖の樹木が傾く　　　　・崖から水が湧き出てきた　・斜面が膨らみだす

・雨が降っているのに河川の水位が急に下がった　　　・崖から小石がパラパラと落ちてくる

**３．土砂災害時の避難誘導の項目を追加**

　「土砂災害時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。

　※地震時等の避難場所、避難経路が土砂災害時と同一の場合、これを引用することでよい。

**＜追加例＞**

（土砂災害時の避難誘導）

第○条　土砂災害時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、次のとおり行う。

（１）避難場所

　　避難場所は、下表とする。

　　施設が倒壊するおそれがある場合は立退き避難（水平避難）を行う。夜間など緊急でやむを得ない場合は屋内安全確保（垂直避難）を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

　　また、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

|  |
| --- |
| 立退き避難（水平避難）の場合 |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所１ | ○○○○（系列施設） | １．５ ｋｍ | ・徒歩・車両２台 |
| 避難場所２ | △△小学校 | ５００ ｍ | ・徒歩 |
| 屋内安全確保（垂直避難）の場合 |
|  | 建物名称 | 避難階 | 移動手段 |
| 屋内安全確保 | 本施設（会議室） | ３ 階 | ・エレベーター・ストレッチャー |

（２）避難基準

　　五條市から高齢者等避難の発令があった場合に避難等を開始する。ただし、上記２（土砂災害時の防災体制の項目の追加）に示す土砂災害の前兆現象を確認した際には、五條市からの情報を待つことなく、避難を開始する。

（３）避難経路

　　土砂災害時における避難場所までの避難経路については、別紙【施設周辺の避難経路図】のとおりとする。

（４）避難誘導方法

　　避難場所までの避難誘導方法は以下のとおりとする。

　・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

　・避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

　・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用する。

　・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

　・施設からの退出がおおむね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

別紙　【施設周辺の避難経路図】（略）

**４．避難の確保を図るための施設の整備の項目を追加**

　　気象情報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。

**＜追加例＞**

（土砂災害に備えての準備品）

第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、土砂災害に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

**避難確保資機材一覧（不足分の追加）**

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット |
| 施設内の一時避難 | 水（１人あたり　　ℓ）、食料（１人あたり　　食分）、寝具、防寒具 |
| 衛生用品 | おむつ、おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋 |
| 医薬品 | 常備薬、消毒液、包帯、絆創膏、体温計 |
| その他 | ブルーシート、発電機、蓄電池、延長コード、ポリバケツ |

**５．土砂災害時に係る教育・訓練の項目を追加**

　従業員への土砂災害時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。

　※実情に応じ、各施設の判断で消防計画等上、実施している教育・訓練をもって代えることができる。

**＜追加例＞**

（土砂災害対策に係る教育及び訓練）

第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

　（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　（２）毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　（３）年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。